

## ○高齢者住宅リフォーム補助金交付要綱

令和4年4月1日

(総則)

第1条 高齢者が居住する住宅のリフォームに対する補助金の交付については、補助金等交付規則(昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) リフォーム 住宅(建物に区分所有者が存する場合にあっては区分所有者の専有部分)に対して行う修繕工事等であって、別表に掲げるものをいう。ただし、費用の額(住宅に居住の用以外の用に供する部分が存在する場合は、屋根、外壁等の居住の用以外の用及び居住の用が併存する部分の修繕工事等の費用の額にあっては、当該額を居住の用に供する部分の床面積と居住の用以外の用に供する部分の床面積に応じて按分して得た額)の合計から消費税及び地方消費税に相当する額を控除して得た額が200,000円未満であるものを除く。
- (2) 市内施工業者 住宅の修繕工事等を行う事業者であって、法人にあっては本店、個人にあっては住所を市内に有するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、本市に住所を有する者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、補助金の交付は一住宅につき1回限りとする。

- (1) 市内に存する自己の所有する住宅に申請日時点で65歳以上の者と居住していること(住宅の所有者自身が65歳以上である場合を含む)。
- (2) 前号に規定する住宅に市内施工業者によるリフォーム(介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の支給を受けたもの、重度障害者住宅設備改良費扶助要綱(昭和45年7月1日制定)の規定による扶助を受けたもの及び横須賀市木造住宅耐震診断・耐震改修等補助金交付要綱(平成15年4月1日制定)の規定による補助金の交付を受けたものを除く。)を行うこと。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 横須賀市暴力団排除条例(平成24年横須賀市条例第6号)第2条第3号に規定する暴力

団員でないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、住宅1戸につき10万円とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める日までに市長に補助金等交付申請書を提出しなければならない。

2 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものとする。

(1) リフォームの見積書

(2) 当該住宅の外観とリフォームを行う部分の写真

(3) 氏名、氏名のふりがな、住所、生年月日及び性別(以下この号において「氏名等」という。)を記載した書類。ただし、補助金等交付申請書に氏名等の記載がある場合は、省略することができる。

(4) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第6条 規則第10条に規定する実績報告書は、次に掲げる書類を添付して、当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(1) リフォームを行った部分のリフォーム完了後の写真

(2) 領収書などリフォーム費用を支払ったことが確認できる書類の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(その他の事項)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市部長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第2条第1号関係)

- 1 増築工事又は減築工事
- 2 台所、浴室、洗面所又はトイレの修繕工事等
- 3 住宅内の機械設備工事（給排水衛生設備工事、給湯設備工事、換気設備工事、電気設備工事及びガス設備工事）
- 4 オール電化住宅工事
- 5 屋根のふき替え工事、塗装工事又は防水工事
- 6 外壁の張替え工事又は塗装工事
- 7 部屋の間仕切りの変更工事
- 8 床材、内壁材又は天井材の張替え工事、塗装工事等の内装工事
- 9 床、壁、窓、天井又は屋根の断熱改修工事
- 10 ふすま紙若しくは障子紙の張替え又は畳の取替え
- 11 雨どい等の取替え工事又は修理工事
- 12 建具又は開口部の取替え工事又は新設工事
- 13 耐震改修工事（横須賀市木造住宅耐震診断・耐震改修等補助金交付要綱(平成15年4月1日制定)の規定による補助金の交付を受けたものを除く。）
- 14 防音工事
- 15 バリアフリー改修工事